

大規模盛土造成地 Q&A

Q 大規模盛土造成地を公表した目的はなんですか。

A 県民の皆様、大規模盛土造成地が身近に存在するものであることを知っていただき、日頃からご自身の宅地の地盤や斜面に目を配ることを通じて、防災意識の向上や、災害の未然防止等につなげることを目的にしています。

Q2 大規模盛土造成地はどのように調査したのですか。

A 造成前の地形データとして、米軍空中写真や国土地理院撮影空中写真などを地形データ化したものに、造成後の地形データとしてデジタルマッピングデータ等を重ね合わせ、その標高差から大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を抽出しました。

Q3 大規模盛土造成地は危険ということですか。

A 今回公表した大規模盛土造成地マップ(以下「マップといいます」)は造成前と造成後の地形図を重ねあわせて、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したもので、マップに示された箇所が地震発生時に**必ずしも危険ということではありません**。

Q4 宅地に大規模盛土造成地が含まれている場合、何か対策を講じなければなりませんか。

A このマップは必ずしも危険な箇所を示したものではないので、大規模盛土造成地であることをもって対策が求められるものではありませんが、盛土造成地であることを認識し、日頃から地盤や擁壁に関心をお持ちいただきたいと考えています。

なお、今回の調査は個々の敷地まで厳密に特定するものではありません。

Q5 マップでは、自分の敷地が大規模盛土造成地の範囲にあるかどうかよく分かりません。もっと詳細な図面はありませんか。

A マップは、造成前後の地形図等を重ね合わせて大規模盛土造成地を抽出しており、地形図の精度や重ね合わせに伴う誤差もあることから、今回、公表した縮尺としております。

Q6 大規模盛土造成地に建物を建築する場合や、建物の建替えをする際に、何か特別な手続きや条件が付くことはありますか。

A 大規模盛土造成地に入っていることだけで、建物の建築や建替えに際して特別な手続きが必要になったり、特別な条件がついたりすることはありません。

Q7 大規模盛土造成地の有無について、宅地建物取引業に規定する重要事項説明書に記載する必要はありますか。

A 大規模盛土造成地について、重要事項説明書に記載する必要はありません。
なお、宅地建物取引業法では、重要事項に「造成宅地防災区域の有無」を記載することとされていますが、徳島県には、現在のところ「造成宅地防災区域」に指定した区域はありません。